

飯綱高原都市計画
(長野市)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

長野県

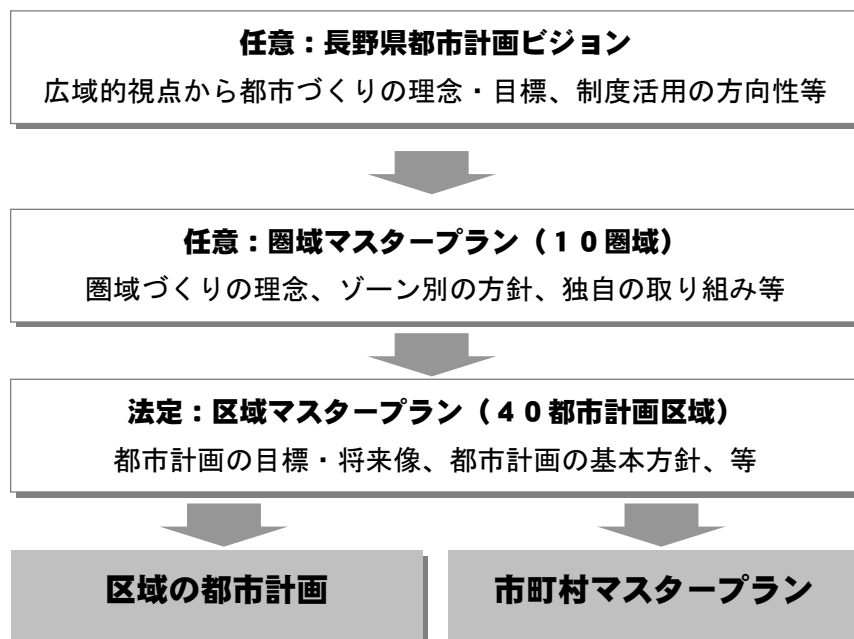
はじめに

1 都市計画区域マスタープランとは

すべての都市計画区域について、都道府県が「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」を定めることとされ、その内容は、以下の3つの事項とされました。

- ① 都市計画の目標
- ② 区域区分の決定の有無及び区分する場合はその方針
- ③ 主要な都市計画の決定方針

- 概ね20年後の都市の姿を展望しつつ、概ね10年後を目標年次としています。
- 県土全体を見据えた都市づくりの目標と方向性を示す「長野県都市計画ビジョン」と県土全体を10の圏域に分けた「圏域マスタープラン」を踏まえ、県が広域的な観点から定めております。



2 策定方法

地域別懇談会やニューズレター等により県民の皆様から意見をいただきながら策定した従前計画を基に、社会経済情勢の変化や地球温暖化への対応、市町村合併等を反映して見直し、都市計画法の手続きを経て都市計画変更されました。

【経緯の概要】

飯綱高原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

事 項	時 期	備 考
公聴会のための素案の閲覧	平成 24 年 7 月 30 日（月）から 平成 24 年 8 月 17 日（金）まで	
公聴会 （都市計画法第 16 条第 1 項）	平成 24 年 8 月 18 日（土）	公述申出なし につき中止
関東地方整備局長事前協議	平成 24 年 10 月 26 日（金）	
市町村意見聴取 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 24 年 11 月 20 日（火）	
関東地方整備局長事前協議回答	平成 24 年 11 月 30 日（金）	
計画案の公告 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 12 月 6 日（木）	
計画案の縦覧 （都市計画法第 17 条第 1 項）	平成 24 年 12 月 6 日（木）から 平成 24 年 12 月 20 日（木）まで	意見書の提出 なし
市町村意見聴取回答	平成 25 年 1 月 29 日（火）	
長野県都市計画審議会 （都市計画法第 18 条第 1 項）	平成 25 年 2 月 7 日（木）	
国土交通大臣本協議 （都市計画法第 18 条第 3 項）	平成 25 年 3 月 4 日（月）	
国土交通大臣本協議回答	平成 25 年 3 月 12 日（火）	
決定告示 （都市計画法第 20 条第 1 項）	平成 25 年 3 月 28 日（木）	

変更理由書

「飯綱高原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、平成 15 年 9 月の策定以降、約 9 年が経過したところです。

今般、平成 20 年度に実施した都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査の結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等について概ねの配置、規模等を示し、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、次のとおり変更するものです。

目 次

1	都市計画の目標	1
	(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	1
	ア 都市計画区域の範囲	1
	イ 目標年次	1
	(2) 都市づくりの基本理念	1
	(3) 地域毎の市街地像	3
	◆ 都市構造図	5
2	区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	6
	(1) 区域区分の決定の有無	6
	(2) 区域区分の方針	8
3	主要な都市計画の決定の方針	9
	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	9
	ア 主要用途の配置の方針	9
	イ 土地利用の方針	10
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	12
	ア 交通施設の都市計画の決定の方針	12
	イ 上下水道の都市計画の決定の方針	12
	ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	13
	(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	13
	ア 基本方針	13
	イ 主要な樹林地等の配置の方針	13
	都市計画マスタープラン附図	15

飯綱高原都市計画 都市計画区域の整備の整備、開発及び保全の方針の変更
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 都市計画の目標

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

ア 都市計画区域の範囲

- ◆都市計画区域の名称：飯綱高原都市計画区域
- ◆対象市町村：長野市
- ◆範囲：長野市の一部

イ 目標年次

- ◆都市計画の基本的な方向：平成42年
- ◆都市施設などの整備目標：平成32年
(中間年：平成27年)

(2) 都市づくりの基本理念

今日、生態系を含む自然保護の重要性が叫ばれる中、飯綱高原を単に農林業の生産の場、観光レクリエーションの場としてみるだけではなく、その豊かな自然に多様な機能があることに着目する必要がある。

飯綱高原都市計画区域(以下、本区域という。)では、自然と人間との共存関係を重視しつつ、調和ある発展を目指すため、都市計画法、他法令及び長野市自然環境保全条例と連携し活用することなどによって、様々な自然環境の価値を介して多様な人々が本区域に縁を持ち、適切な関与と責任を通じて地域(都市)づくりを行うことを目指す。

ひとびとが多様な価値を創造し守る、自縁社会* = 高原生活圏の形成

*自縁社会：豊かな自然環境を介してつながる人間関係、あるいは同様の価値観を持つコミュニティを指している(造語)

ア 自然と共生する土地の利用

本区域では、古くから極力自然のままのかたちで節度ある土地の利用が行われてきたという原点に立ち返り、自然への負荷を極力抑えた土地の利用を図ると共に、豊かで優れた生態系・植生を有している地域に配慮し、生物多様性の保全に努める。

立木の伐採、道路の築造や宅地造成など、自然環境への影響を及ぼす土地利用を行う場合には、その影響を低減させるために、植生の復元や自然素材の活用などの措置を講ずるものとする。特に、一度失われてしまうと回復が困難な希少野生動植物の生息地等への影響は、土地利用の計画段階で回避するよう努めるとともに、積極的に保全していくものとする。

イ 多様な人々の適切な関与による地域環境の維持・魅力増加

従来、地域環境の利用や管理は主としてその地域に土地等を所有し、居住する者によって行われてきた。本区域では、土地へのかかわりは居住者に限定されず、定住者はもとより、週末や特定季節のみの別荘居住者(短期・長期)、又は市内外から日帰り観光で訪れる者やスキー等のスポーツを行うために当地に訪れる等、当地域に愛着を持つ者等の多様な人々がかかわっている。

現在の貴重な地域環境を維持し、多面的な地域の価値を末永く存続させるため、良好な自然環境や雄大な景観の保全に十分配慮し、体験学習や環境教育を通じて、多様な人々がそれぞれの能力と責任の範囲で、適切に関与することが基本原則である。

ウ 周辺都市計画区域と調和した「高原生活圏」の形成

本区域周辺には、長野都市計画区域及び牟礼都市計画区域がある。本区域は、長野都市計画区域とは同じ市域内にあるが、土地の使い方が大きく異なる一方、主として自然的な土地利用がなされている牟礼都市計画区域と類似した状況にある。また、本区域で生活する上で必要な諸機能は、長野都市計画区域に依存している部分もあるが、山間地を隔てていることもあり、独自の生活圏を形成している。

この基本的な条件を基礎として、本区域は移動の時間距離が短い長野都市計画区域に一部の機能を依存しつつ、牟礼都市計画区域及び戸隠高原と一体となった、「高原生活圏」を形成する。

エ 安全・安心な地域（都市）生活を担保する「高原生活圏」の形成

人々が、地域に生息している野生の鳥獣を含めた豊かな自然環境と共生し、また自然災害とも向き合って共存し、安全・安心な地域生活を実現することが重要である。そのための災害に強い地域（都市）づくりは、東日本大震災以降、喫緊の重要課題である。よって、国の指針を踏まえた「地域防災計画」を策定し、災害に強い地域（都市）づくりを進める。当生活圏は、周辺の生活拠点とは地理的に離れていることから、特に災害時におけるライフライン（交通、エネルギー、上下水、食料、情報など）を確保する対策などや災害危険区域の防災対策が重要である。

オ 豊かで貴重な自然や地域の景観の維持・保全

本区域は、長野市景観計画に基づき自然奥深い緑の環境を保護すると共に、市民が自然に親しめる場所をつくり、自然への理解を深め、守ることの大切さを感じられるようにする。また、美しい眺望景観を形成するために建築物の高さや色彩などの構成を整え、眺望景観の背景となる風景を乱さないことに配慮する。

(3) 地域毎の市街地像

本区域は、主として別荘や住宅の立地を前提とする道路等の生活基盤が整備された地区、長野市中心部及び周辺観光地と連絡する幹線道路沿道を中心とした居住目的以外の機能が集積している地区等が、自然環境の中にそれぞれの地形条件のもとで有機的に分布しており、総体として本区域独自の環境を形成している。

これらの現況土地利用を基本とし、以下に将来地域像を定める。

ア 自然環境と調和した緑陰別荘住宅地区

本区域西側には、昭和 30 年代及び 40 年代に公的主体が施工した数十 ha の大規模な別荘地が、中央部には平成 10 年以降になって活発化した民間による 1 ha 未満の別荘開発地がそれぞれ複数分布し、これらは主として開発時期の違いによって分譲後の敷地面積水準等に差が見られる。しかし、ほとんどの開発地において利用されていない区画が多数あることから、現在は区域全体として緑豊かな環境が保たれている。

今後、新たに別荘や住宅地の造成を行ったり、既存の造成地において建築物を建築したりする場合には、水質汚濁の防止及び植生保全の観点から、各地区の実情に応じて、個別敷地内又は開発地全体としての緑の保全、植栽及び道路・隣接敷地等との関係に十分配慮し、周辺の優れた景観と自然環境に調和した緑陰別荘住宅地とする。

なお、緑陰別荘住宅地の環境・景観については、長野市自然環境保全条例や地区計画、長野市景観計画等に基づき維持・向上を図っていくものとする。

旧戸隠村は、平成 17 年 1 月 1 日の合併により長野市戸隠となった。飯綱西区と隣接している旧戸隠村地籍の一部区域については、以前から飯綱西区と一体的な利用が行われていることから、飯綱高原都市計画区域に編入することを今後検討する。

イ 道路沿道を主体としたアクティビティ地区（生活支援・観光交流拠点）

長野市中心部、戸隠地区及び飯綱町と連絡する幹線道路が集中する大座法師池と飯綱スキー場を結ぶ市道飯綱東山麓線沿道及び周辺は、居住施設の中に定住者・別荘居住者以外の利用が中心の観光施設、宿泊施設、スポーツ施設用地などが点在し、当該道路周辺全体として本区域の中で最も活動性の高い領域を形成している。

この地区は、飯縄山・戸隠山等の山容を望むことのできる地域の景観特性を尊重した利用とし、既存の機能に生活者のための利便施設等を加え、居住機能とも調和したアクティビティ地区とする。

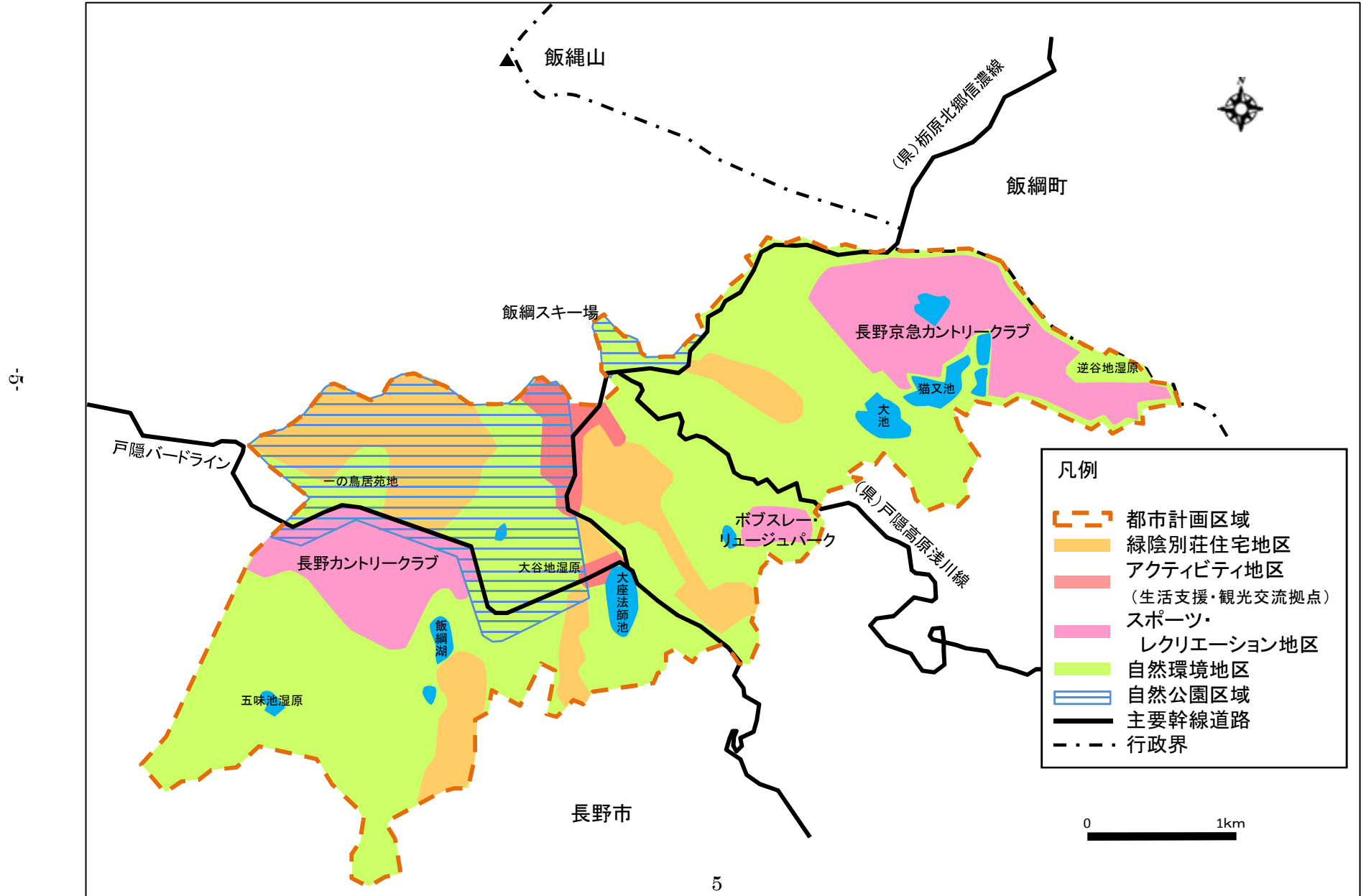
ウ スポーツ・レクリエーション地区

本区域には2つのゴルフ場及びボブスレー・リュージュ施設を有するスポーツ・レクリエーション地区があり、飯綱スキー場が本区域に北接している。今後は、現在以上の大規模施設の集積を抑制することを基本とし、スポーツ・レクリエーション系の土地利用を維持・保全する。

エ 自然環境地区

本区域内の自然探勝地区、森林保護地区、自然・生態保護地区及び農業地区の全体を自然環境地区として位置付け、自然環境を積極的に保全・利用することとし、体験学習・環境教育などの自然とのふれあいの場として利用するとともに、長野県環境保全研究所（飯綱庁舎）を中心とした自然探求の場として活用し、結果として都市住民の自然保護に対する意識の高揚と自然からの永続的な恩恵を可能とする自然環境地区とする。

◆都市構造図（飯綱高原都市計画区域）



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本区域では、以下の理由により区域区分(以下、線引きという。)を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は、次のとおりである。

ア 土地利用の一体性

現在の土地利用は、大部分が山林などの自然的な土地利用であり、高原リゾート地として一部が自然公園区域(特別地域)や保安林に指定されているほか、ほとんど全域が地域森林計画対象民有林である。このような山林の中に、県道・市道から容易に接続でき、かつ地形上の制約が少ない区域を中心に別荘地や住宅地などが分散的に存在する。

本区域では、計画的に宅地開発を促進して定住人口を増やすのではなく、飯綱高原全体の中で多面的に自然に親しみ、自然にはぐくまれながら地域づくりを目指すため、土地利用を二分することは適切ではない。

本区域の住民は、自然にふれながら暮らすことに価値を見いだして本区域への居住を選択し、「街」の人工的な環境を敬遠しているともいえる。計画的に市街化を図る市街化区域を設定することは、本都市計画区域の土地利用になじまず、市街化調整区域になれば土地利用上の制約が大きくなると考えられる。

また、本区域の土地利用は、あえて線引きを行わなくとも、現状で地区計画、飯綱高原土地利用ガイドライン等により適正に規制誘導が図られている。

イ 周辺地域との一体性

本区域に隣接する長野市戸隠地区と飯綱町は、ともにスキー場やキャンプ場などの施設、また、別荘や住宅、ペンションなどがあり、土地利用上、高原リゾートとして本区域と類似している。飯綱町は、行政区域の一部を都市計画区域として(牟礼都市計画区域)下水道計画区域のみ決定し、都市計画区域の指定と飯綱町自然保護条例により自然環境の保全と地域の特性に応じた土地利用の規制誘導を行っている。一方、隣接する長野市戸隠地区内の一部が上信越高原国立公園に指定されており、また、旧戸隠村地域全域については長野市自然環境保全条例の附則第3項(戸隠村の編入に伴う経過措置)により、土地利用の規制誘導等を行っている。

こういった点から、飯綱高原都市計画区域において線引きをすると、土地利用的・地形的には類似していながら規制の弱い牟礼都市計画区域や長野市戸隠地区への開発が増加し、飯綱山麓地帯の自然的状況がアンバランスになることが懸念される。

今後は、飯綱山麓一体の中で、都市計画区域の拡大や地区計画制度の活用を推進し、地域にふさわしい土地利用の規制誘導を行っていく。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもとで、都市計画区域の拡大や地区計画制度の活用により、計画的な土地利用の実現が可能と判断し、「区域区分」を定めない。

(参考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的・計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成12年5月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か「しない」かは、国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成12年5月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

本区域は線引きを行わないため、本項目に対する直接的な記述は要しないが、本区域の基本理念に基づいた地域環境を維持するためには、人口をはじめとする環境容量的な考え方を持つ必要があると考える。

ア おおむねの人口

本区域の定住人口は、平成7年に740人であったのに対し、平成12年には1,018人、平成17年には1,007人と、平成7年以降の5年間で約1.4倍に増加し、平成12年から平成17年にかけては、ほぼ横ばいとなっている。このうち、観光施設利用者に関しては、土地利用及び施設利用の面で配慮することとし、当面の人口予測は、定住人口についてのみ行う。

本区域では、既に宅地造成されている地域を中心に、今後は厳格に自然環境を保全しつつ、将来の資産となるような住宅開発を誘導し、平成32年の定住人口予測を1,200人とする。

表-1 おおむねの将来人口

区分	年次	平成17年 (基準年)	平成27年 (中間年)	平成32年 (目標年)
都市計画区域内人口		1.0千人	おおむね 1.2千人	おおむね 1.2千人

(注) 平成17年基準年人口は「国勢調査」及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成27・32年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

定住人口以外に、別荘居住者もほぼ同数程度であると想定される。このほか、飯綱高原全体の観光地利用者数は、夏季に避暑地として訪れる観光客が全体の約半数を占め、平成23年では年間約80万人に利用されている。このうちの一定数は、本区域内にあるペンション等の宿泊施設に一時滞在している。

このように、定住人口のほかに一時滞在・短期滞在する者が多いことが本区域の特徴であることから、環境容量に関する以下の事項について表記する。

イ 宅地等の利用

今後、想定以上の開発が進み、自然環境への影響が大きくなるよう、別荘住宅地やグラウンド・テニスコート等の土地利用も含めて、それらの配置に配慮する。

ウ 便益施設等の配置

集客力の高い観光施設等については、当該施設を利用する者の駐車場・便所等の便益施設が、その配置も含めて自然環境に対して過大な負荷を与えないよう配慮する。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 主要用途の配置の方針

(7) 別荘・住宅地区

昭和40年代までに公的主体によって開発された別荘地は、大規模な開発であったため、生活道路ネットワークや敷地規模等の面で全体として居住環境も良好な状況にあり、建築活動も時間をかけて徐々に行われていることから、成熟した居住環境を形成している。

一方、近年多発している開発事例は、すべて県自然環境保全条例の対象外となる1ha未満のものであり、敷地規模が比較的小さいため、道路と建築物又は敷地相互の関係が配慮されにくく、建築物の色彩も比較的多彩であるなど、地域の環境にそぐわない建築物が多く、かつ建築活動も活発である。これは、別荘利用よりも住宅として利用されているものが多いためと想定される。

大規模な単位での開発可能な土地が少なくなっていることから、従来1haに近い規模で開発が多発していた傾向が、今後は3,000㎡未満で進行することが想定され、民間の個別建築活動の中で自然との調和を考慮することがますます困難になるものと考えられる。

以上から、既に宅地として造成された区域を中心に、緑地保全型規制がなく、上水道及び下水道による生活基盤が整備されており、かつ勾配が比較的緩やかで防災上・景観上の問題が少ない地区を別荘・住宅地区とし、長野市自然環境保全条例や地区計画により、周辺の優れた自然環境と景観に調和したものとする。

(4) アクティビティ地区（生活支援・観光交流拠点）

キャンプ場等の観光・レクリエーション施設、宿泊施設等を充実させるとともに、自然環境に対する理解を深めるための施設等を本地区に誘導する。本区域の中心にある大座法師池周辺の土地利用・機能の充実を図ることにより、本地区を飯綱高原の観光拠点地区とするとともに、併せて地域コミュニティ及び自縁コミュニティがつながる地区として育成する。

(5) スポーツ・レクリエーション地区

現在立地している2つのゴルフ場及びボブスレー・リュージュ施設がある地区をスポーツ・レクリエーション地区として位置づける。

(エ) **自然探勝地区**

本区域は、カラマツ・ミズナラを中心として、コメツガ群落、ダケカンバ群落、ブナ・ミズナラ群落なども分布する植生自然度の高い区域である。この地区では、原則として面的な開発を抑制し、生物多様性の保全に配慮した良好な自然環境を保全することとするが、林産物の採取、農業、レクリエーション及び環境教育活動の一環として当地区を利用する場合に必要な道路・散策路・休憩所などの整備を必要に応じて行うものとする。

(オ) **森林保護地区**

保安林等を中心とする当地区は、水源かん養・干害防備・保健休養のために重要な森林であり、森林の公益的機能の確保のため、現状の土地利用を保全する。

(カ) **自然・生態保護地区**

本区域は、全体として長野市にとっても極めて貴重な自然・生態系を有する区域である。区域全体としてこの生態系を改変しないことが重要であるが、特に逆谷地湿原、大谷地湿原、一の鳥居苑地、大池、猫又池、箕ヶ谷池、柳沢池、五味池などの貴重な湿地、植生、群落、動物の生息地等については、これを明示して改変しないこととし、生物多様性の保全を図ることとする。

(キ) **農業地区**

本区域西部の開拓地として整備した一帯の地区及び一般県道戸隠高原浅川線沿道の地区については、平成22年度策定の「長野県農業振興地域整備基本方針」に基づく農業振興地域整備計画により、高原野菜を主とする農業地として一体的な保全を図る。

イ 土地利用の方針

(7) **土地の高度利用に関する方針**

本区域は、土地の高度利用を目的とする区域がないことから、本項目は定めない。

(イ) **用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針**

本区域では、現在は用途の混在・転換に係る問題を有しておらず、基本的に共存・調和可能な用途が立地している。

(ウ) **居住環境の改善又は維持及び都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

本区域は、自然環境と一体となって節度ある土地利用を図ることを目的とするため、長野市自然環境保全条例に基づく規制を図るほか、地区の現況及び地権者の意向を踏まえ、宅地造成地における個別の建築行為による建築物及び土地利用に関して住民主体で定めたルールを地区計画に定め、緑の回復に努めた利用を行う。特に、近年に多い小規模な宅地造成地区などのように、敷地面積が比較的小規模であり、

条例に基づく制限のみでは周辺との環境調和が実現しにくいと考えられる地区では、積極的に地区整備計画の策定を推進する。

(エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域南西部にある県営開拓地整備事業（昭和54年度～昭和60年度）が行われた区域のほか、長野市戸隠地区の集落に存する南西端の農地並びに一般県道戸隠高原浅川線沿道の長野市北郷及び中曽根集落に存する農地が、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に指定されており、主として高原野菜等が生産されている。

これらの優良な農地は、積極的に保全していく。

(オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害特別警戒区域の指定があった区域については、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

自然公園法、長野県及び長野市の自然環境保全条例、地区計画等による規制で洪水時の流出を抑制することにより、下流市街地での水害に対する安全を確保するなど、総合的な治水の視点からも開発を抑制する。

(カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

長野市が平成24年度に改定した「大切にしたい長野市の自然（改訂版）」（長野市版レッドデータブック）の調査結果等をもとに、公共事業や各種開発計画において自然環境の保全に対する配慮を求めるだけでなく、かつて身近で普通に見られた動植物の保全・増殖に取り組むことなどを通して、自然環境の保全を図る。

現在は、東端部に位置する逆谷地湿原が県条例に基づく自然環境保全地域に指定されているが、このほか、大座法師池西側の大谷地湿原（自然公園第二種特別地域）、一の鳥居苑地（水源かん養保安林、長野市指定天然記念物群生地）、現在はほとんど知られていない五味池湿原などを、他の地域にはない貴重な地域財産として保全するため、自然公園法、長野県及び長野市の自然環境保全条例、その他法令と調整しつつ適切な規制手法の適用を検討するとともに、居住者及び観光客に対してその重要性和保護への認識を高め、協力を得るため、様々な媒体を通じて周知する。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 交通施設の都市計画の決定の方針

(7) 交通体系の整備の方針

他地域から本区域へのアクセス道路は、長野市内からの一般県道戸隠高原浅川線、市道芋井105号線及び市道飯綱東山麓線が、飯綱町からの一般県道栃原北郷信濃線が、長野市戸隠地区からの一般県道戸隠高原浅川線が、それぞれ主要幹線道路として機能している。これらの4路線は既に整備済みであると同時に、交通容量の点でも十分な機能を有しているため、新たな幹線道路の整備は行わないものとする。

一方、別荘・住宅地等として利用する地区内の道路については、道路の配置や幅員等の問題が生じている地区も部分的にあることから、地区計画等の活用により計画的な整備を図る。また、別荘・住宅地を新たに整備する際には、安全面と景観保全の観点から、別荘・住宅が主要幹線道路に直接面することを避けるよう誘導する。

(4) 整備水準の目標

主要幹線道路については、現在のとおりとする。

主要な生活道路を新設する場合には、幅員6mを確保するとともに、既存の地区内の主要道路についても交通量等から必要に応じて適切な幅員を確保するものとする。

イ 上下水道の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

上下水道は、すでに既存の施設整備が済んでいることから新たな都市計画施設としては決定しないが、基盤整備の方針としては以下のとおりとする。

a 上水道の整備の方針

現在の給水区域については、安定的な上水の供給を図る。今後は、地区計画等の動向を見守りながら、必要に応じて給水区域の変更を検討することとする。その他の区域は、既存井戸と適切な距離を確保する等の条件に適合した場合のみ、井戸による給水を認める。

b 下水道の整備の方針

本区域の一部では、冬季オリンピックの開催を契機に特定環境保全公共下水道事業による下水道整備が行われ、整備は概ね完了している。今後も下水道活用のための接続を図るよう積極的に努めるとともに、水環境の保全のため、地区計画等の動向を見守りながら必要に応じて整備を図る。

また、その他の区域については、浄化槽（合併浄化槽）による排水処理を行い、この排水や本区域からの雨水排水については、下流流域に配慮した適切な排水施設（側溝や水路等）の整備を図る。

ウ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

定住人口に加え、一時滞在や短期滞在等、人口増減の多い本区域において、自然と調和した安全で快適な各種公益施設の整備・充実を図る。

(4) 主要な施設の配置方針

a 供給処理施設

汚物処理施設として、長野市汚物処理場を位置付け、適正利用を図る。

ごみ処理施設として、長野市清掃センターを位置付け、適正利用を図る。

また、長野広域連合が整備を進めているごみ焼却施設の完成後は、当施設を位置付け、適正利用を図る。

(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア 基本方針

飯綱高原の多様な生物相により形成されている豊かな自然環境と高原地帯として重要な価値を有する自然風景地を保全する観点から、現況の森林等を極力改変せず、自然環境の保全・回復を積極的に図るものとし、引き続き生物多様性の保全に努める。中でも、生態系の保全上重要な自然地及び風景形成上重要な緑地については、他法令とも調整しながら目的に応じたふさわしい地域指定を行い保全していくものとする。また、自然環境への影響を及ぼす土地利用を行う場合は、その影響を低減させるために、植生の復元や自然素材の活用などの措置を講ずるものとする。

イ 主要な樹林地等の配置の方針

(7) 環境保全系統

貴重な自然地・植生については、主に県自然環境保全地域等の環境保全を目的とする地域指定を検討する。

別荘・住宅地においては、建築物等に後退制限をかけて沿道空間を確保し、その空間を緑地として利用するため、立木伐採を最小限にとどめ、樹木・植生の保存に努める。

(イ) レクリエーション系統

スキー場及びゴルフ場内の樹林地等については、極力保全を図る。

グラウンド、テニスコート等の裸地利用となる施設については、土砂の流失を最小限にとどめるとともに、施設周辺の緑化に努める。

(ウ) 防災系統

土砂崩れの防止のため、河川沿岸の樹林地等について極力保全を図る。

(エ) 景観構成系統

主要な幹線道路沿道のうち、地形条件から開放性が高く、飯縄山・戸隠山の山容を望むことのできる区間にあつては、建築物の道路からの後退距離及び高さに配慮した沿道利用を図る。

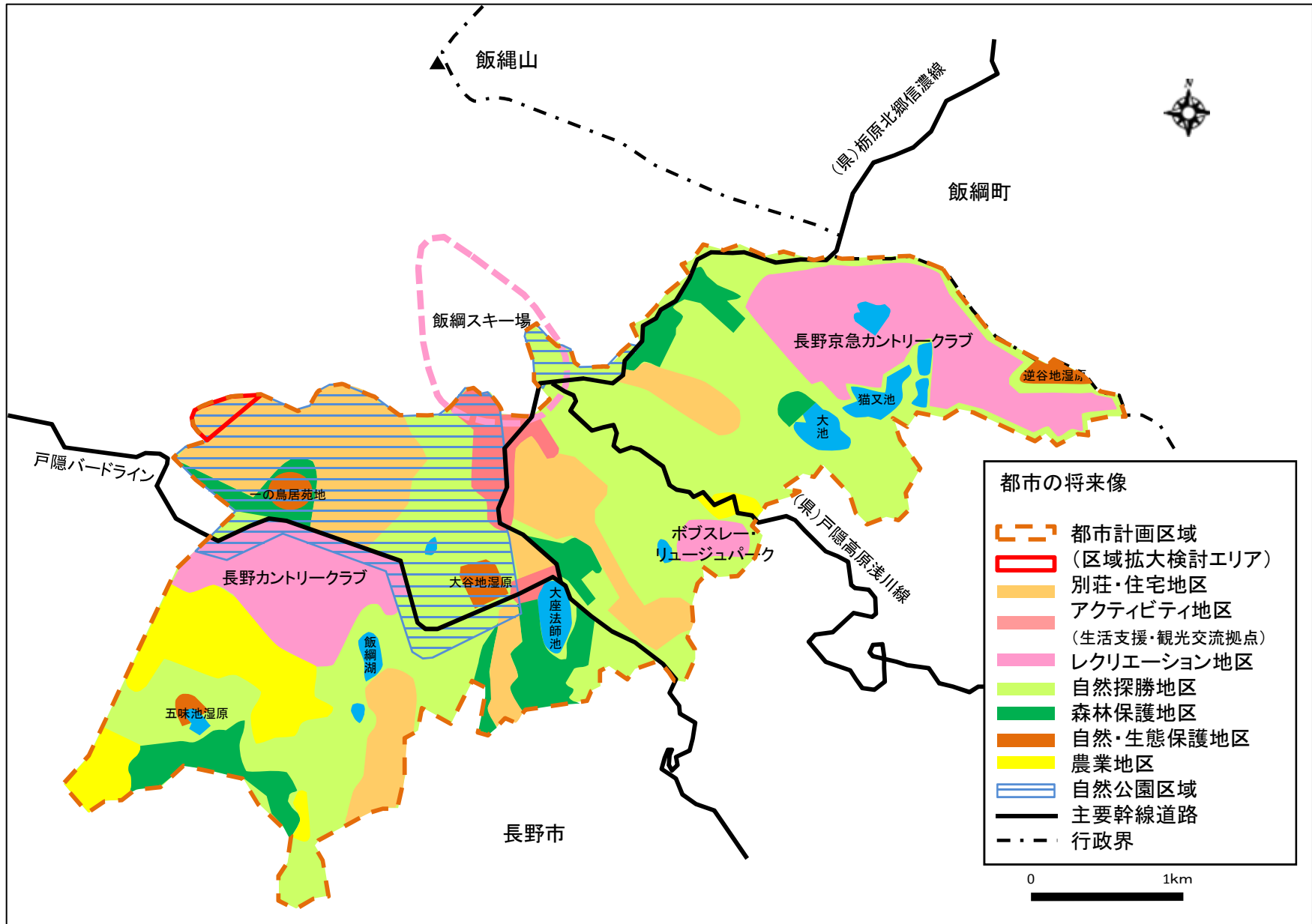
基本的には、「長野市景観計画」に基づき景観構成系統の整備を図ることとする。

看板を設置する場合には、当区域全域において周囲の自然景観を損なわない配慮を行うものとする。

別荘・住宅地においては、緑豊かな沿道景観を建築物で分断しないよう、必要に応じて道路沿道の植栽を低・中木とするなどの配慮を図る。

◆都市計画区域マスタープラン附図（飯綱高原都市計画区域）

-15-



**飯綱高原都市計画（長野市）
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針**

平成25年3月発行

○長野県長野建設事務所計画調査課

〒380-0836 長野県長野市大字南長野南県町686-1

TEL 026-234-9540

FAX 026-233-3245

E-mail choken-keicho@pref.nagano.lg.jp

○長野県建設部都市計画課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL 026-235-7297

FAX 026-252-7315

E-mail toshikei@pref.nagano.lg.jp